# ・・・ 目 次 ・・・

0はじめ	5に	2
○条例制	<b>  定までの経過</b>	3
〇構成		4
○市民と	:市の役割 ≪イメージ図≫ ····································	5
○魚津市	〇魚津市自治基本条例 逐条解説	
	≪逐条解説≫	
前文 …		6
第1章	総則(第1条-第3条)	7
第2章	自治の基本理念(第4条)	10
第3章	自治の基本原則(第5条一第7条)	10
第4章	市民(第8条 • 第9条)	12
第5章	議会及び議員(第10条-第12条)	13
第6章	市長等及び職員(第13条・第14条)	15
第7章	市政運営(第15条一第24条)	17
第8章	地域コミュニティ等(第25条・第26条)	25
第9章	危機管理(第27条)	26
第10章	国、他の地方公共団体等との連携・協力(第28条)	27
第11章	条例の見直し(第29条)	28
附則 …		28
○ 魚津市自治基本条例		29

# はじめに

魚津市では、市民自治の確立を目指して、市民・議会・市長等が、それぞれの役割分担の中で、 持てる力を発揮しながら人々が幸せに暮らせるまちを創っていくため、自治の基本となるルール や仕組みを定めた『魚津市自治基本条例』を制定しました。

# 「自治基本条例」ってなんだろう?





# どうして条例が必要なの?

# 条例ができるとどうなるの?



自治基本条例について、より深く理解していただくために、この解説書を作成しました。

# 1. 自治基本条例とは?

自治基本条例は、魚津市における自治の基本となるルールを定めたものです。 魚津市自治基本条例には、自治の基本理念・基本原則や、市民の権利と責務、議会や市長等の 役割と責務のほか、市政運営に関する基本的な事項を定めています。

# 2. なぜ自治基本条例が必要なのか?

地方分権の進展により国と地方自治体が対等・協力の関係へと変わり、そこに暮らす人たちがお互いに連携・協力して、自分たちの地域のことは自分たちで考え、決定し、行動するという「自治」本来の姿を実現していく時代となりました。また、人口減少・少子高齢化の進行により、地域資源を守り、有効に活用しながら、市民一人ひとりの個性や能力が活かされる市民が主体となった自治を行うために、市民と市が協働してまちづくりを進めていくことが必要となってきました。

このようなことから、市民と市それぞれの役割をはっきりさせ、自治の基本となるルールや仕組みをつくることが必要となってきたのです。

# 3. 条例ができるとどうなるのか?

市民と市が、目指すべきまちの姿を共有することで、より一層、自治を発展させることができます。また、情報共有の促進、市民参画制度の充実、市民と市が協働して公共的課題を解決することや、市の仕事のやり方、職員の意識が変化することにより、市民が主体となったまちづくりが一層推進されます。

私たちのまち"うおづ"を次世代の子どもたちに誇りをもって引き継いでいくために、この条例の趣旨を理解し、魚津市のまちづくりの規範として、この解説書を活用していただけると幸いです。

# 条例制定までの経過

平成18年3月策定の魚津市総合計画第8次基本計画の基本理念のひとつに「市民協働」を位置付け、その中に協働のまちづくりの指針となる住民自治基本条例の策定に取り組む必要性を明記しました。

各地域で地域振興会などが設立され、住民がまちづくりに関わる機会が多くなってきました。

# ● 魚津市自治基本条例策定市民会議

平成21年10月28日に公募委員2名を含む住民参加型の第1回市民会議を開催し、平成23年8月3日までに9回の会議を開催しました。委員は20名で、市民の立場から自治基本条例に盛り込みたい内容等について話し合いを行い、条例素案についての協議・検討を行いました。



### ● 魚津市自治基本条例策定検討会

庁内組織である幹事会を16回、検討会を9回開催し、条例策定に向けて検討を重ねました。

# ● シンポジウムの開催

平成22年3月18日に富山大学 大西宏治准 教授による「今後うおづのまちをどうして いくべきなのか、うおづのまちはどうなっ ていくのか」などについての基調講演とパ ネリスト3名による事例の報告と意見交換 を行いました。



### ●市民周知・PR等

- 市広報で連載
- ・ケーブルテレビでの情報提供
- ・市民アンケートの実施

# ●パブリックコメントの実施

平成23年6月1日から6月30日までの間に、魚津市自治基本条例素案に対するご意見を募集したところ、2名の方より5件の内容に関してご意見をいただきました。

### ● 地域説明会の開催

平成23年6月29日から7月15日に実施された市長のタウンミーティングの中で魚津市自治基本条例素案についての説明を行いました。

# ●議案の提出

庁内検討会等で条例素案についての最終検討を行い、平成23年9月定例会に条例案を上程しました。

# ● 条例の制定

平成23年9月21日魚津市議会おいて条例案が可決され、同日施行しました。 《平成23年9月21日施行》

# 構 成

# 前文

### 第1章 総則

この章では、条例の目的、条例の位置付け、条例で使う重要な用語の定義について定めています。

第1条(目的)

第2条(条例の位置付け)

第3条(定義)

# 第2章 自治の基本理念

この章では、この条例の目的を達成するための基本となる理念について定めています。

第4条(自治の基本理念)

# 第3章 自治の基本原則

この章では、自治の基本理念に基づいて、市民及び市が連携し、協力して活動するための自治の基本原則について定めています。

第5条(情報共有の原則)

第6条(参画の原則)

第7条(協働の原則)

### 第4章 市民

この章では、市民自治の担い手である市民の権利と責務、市民の一員である事業者の役割について定め ています。

第8条(市民の権利及び責務)

第9条(事業者の役割)

# 第5章 議会及び議員

この章では、市の意思を決定する議事機関である議会の役割と責務、開かれた議会運営、議員の役割と 責務について定めています。

第10条 (議会の役割及び責務)

第11条 (開かれた議会)

第12条 (議員の役割及び責務)

### 第6章 市長等及び職員

この章では、市を代表して市政運営を行う市長や市長を含む執行機関の役割と責務、全体の奉仕者として市政運営に携わる市の職員の責務について定めています。

第13条(市長等の役割及び責務)

第14条 (職員の責務)

# 第7章 市政運営

この章では、自治の基本理念を実現するために、自治の基本原則に基づき市政運営を行うための基本となる諸原則や諸制度について定めています。

第15条(総合計画等)

第16条 (行財政運営)

第17条(行政評価)

第18条(市民参画の推進)

第19条(住民投票)

第20条 (協働の推進)

第21条 (法令遵守及び公益通報)

第22条(行政手続)

第23条 (情報公開)

第24条 (個人情報の保護)

# 第8章 地域コミュニティ等

この章では、地域コミュニティ等の主体的な活動が、市民自治を推進する上では欠かせないものとして、 そのあり方や市民及び市とのかかわりについて定めています。

第25条(地域における市民自治の推進)

第26条 (地域コミュニティ等の尊重)

# 第9章 危機管理

この章では、危機管理に対する市の責務と、災害等の発生時の役割について定めています。 第27条(危機管理)

# 第10章 国、他の地方公共団体等との連携・協力

この章では、国、他の地方公共団体等との連携や協力について定めています。

第28条 (国、他の地方公共団体等との連携・協力)

### 第11章 条例の見直し

この章では、条例の見直しについて定めています。

第29条(条例の見直し)

# 市民と市の役割 ≪イメージ図≫

# 🖜 基本理念 🜑

# 市民自治の確立を目指して

- ◇個人の尊厳及び自由を尊重し、公正で開かれた市民主体の市政を推進
- ◇地域の特性及び独自性を尊重した地域における自主的な活動を推進

# 第4条

# 第8条

- ・市民自治の担い手として、市政に関する情報を 知る権利と市政に参画する権利を有する
- ・市民自治の主体者であることを認識し、市政に 参画するよう努める
- ・参画、協働に当たっては、自らの発言と行動に 責任を持つ

# 第9条

・暮らしやすい地域社 会の実現に寄与する よう努める

# 第11条

- ☆開かれた議会運営
- ☆議会の活動内容に関する 情報を提供

市民

☆積極的に市政情報を知る ☆政策等の企画立案段階か

☆政策等の企画立案段階か ら市政に主体的に参画



☆意見・要望を伝える ☆議会傍聴



●基本原則●

事業者

- ◇ 情報共有
- ◇市民参画
- ◇協

第5条~第7条

☆議決、執行機関を監視

☆市民自治を推進

- ☆市民の自発的な活動を 支援
- ☆情報を積極的に発信、 わかりやすい情報を提供
- ☆市民参画の機会を保障 するため、制度を充実
- ☆協働を推進するための 仕組みを整備
- ☆情報公開・個人情報の 保護

議会

議員

☆条例、予算等の議案提出

市長等

(市長その他の 対 執行機関)

職員

第10条

第12条

2条 第13条

- ・市の意思決定機関(議決)
- ・執行機関を監視する機関
- ・市民の意思を的確に把握して政策の形成に反映
- ・政策形成機能の充実を図る
- ・政治倫理の確立
- ・総合的な視点で 公正かつ誠実に 職務を遂行
- · 調査研究活動等
- ・市長は、市民の信託に応え、 市民福祉の増進を図る
- ・ 効率的で効果的な市政運営
- ・公正かつ誠実に職務を遂行
- ・相互の連携を図り、一体と して行政機能を発揮
- ・公平かつ効率的で質の高い 行政サービスの提供
- ・公正かつ誠実に 職務を遂行
- 法令遵守

第14条

・職務に必要な能力の向上と自己研鑽

# 魚津市自治基本条例 逐条解説

魚津市では、条例の文体は「である」調を用いることが多いのですが、この条例は、自治の基本を定めるものであり、広く市民に理解され、その趣旨が浸透するために、市民に親しみやすい「です・ます」調による文体を用い、わかりやすい表現に努めています。

# 前文

私たちのまち魚津市は、先人たちのたゆみない努力によって、古くから新川地域の行政や経済の中心として栄えてきました。私たちは、立山の峰々を仰ぎ見、毛勝三山や僧ヶ岳などの美しい山並みから三大奇観である蜃気楼、埋没林、ほたるいかなどを有する神秘の海・富山湾へと続く豊かな風土の中で、歴史や文化を育んできました。いにしえの伝統を今に伝えるたてもん祭りやせり込み蝶六踊り、「じゃんとこい、じゃんとこい」という賑やかなかけ声は、どこにいても私たちにふるさと魚津を思い起こさせてくれます。

私たちは、時代がどのように移り変わろうとも、豊かな自然の中で先人たちが守り育ててきた知恵と文化を受け継ぎ、人と人とのつながりを大切にした、元気で笑顔あふれるふるさとを、次世代の子どもたちに誇りをもって引き継いでいかなければなりません。

そのために、私たちは、自分たちのことは自分たちで考え、決定、行動し、だれもが健康で快適な生活をおくり続けられる活力あるまち"うおづ"を創っていきます。

ここに、一人ひとりの人権を尊重し責任を分かち合いながら、市民と市が情報を共有し、 市民参画と協働による取り組みを通して、市民が主体となった自治の実現を目指し、魚津市 自治基本条例を制定します。

# 【趣旨】

前文は、条例の本条の前に置かれ、その条例制定の趣旨、目的、基本原則などを述べるものとされています。魚津市自治基本条例は、自治の基本を定める重要な条例ですから、条例制定の理念を強調し、条例が目指している理想をわかりやすく、自由な表現で、市民が決意を表明するという意味も込めて前文を置いています。

# 【解説】

前文は、以下4つの内容から構成されています。

**☆魚津市の紹介としての3点☆** ①魚津市は、古くから新川地域の行政や経済の中心として栄えてきました。②豊かな自然に囲まれていることと併せて、魚津市の三大奇観を紹介しています。 ③たてもん祭りやせり込み蝶六踊り、元気の出る「じゃんとこい」というかけ声で、魚津市の伝統と文化を象徴しています。

**☆まちのあるべき姿☆** 時代がどのように変わろうとも、人と人とのつながりを大切にした、元気で笑顔あふれるふるさとを次世代の子どもたちに誇りをもって引き継いでいくことです。

**☆市民が主体となった自治の実現に向けてなすべきこと☆** 自分たちのことは自分たちで考え、 決定し、行動することです。 → **☆目指すべきもの☆** だれもが健康で快適な生活をおくり続けられる活力あるまち"うおづ"を自分たちで創っていくことです。

**☆前文の締めくくりとして☆** 一人ひとりの人権を尊重し責任を分かち合いながら、情報を共有し、市民が市政に主体的に参画し、協働による取り組みを通して、市民が主体となった自治の実現のために、この条例を定めるとしています。

# 第1章 総則

この章は、市民が主体となった自治の実現のために制定したこの条例についての理解を図るために、条例の目的、条例の位置付け、条例で使う重要な用語の定義について定めています。

(目的)

第1条 この条例は、本市における自治の基本理念及び基本原則を示すとともに、市民の権利及び責務、市議会(以下「議会」といいます。)及び市長その他の執行機関(以下「市長等」といいます。)の役割及び責務並びに市政運営に関する基本的な事項を定めることにより、市民自治の確立を図ることを目的とします。

# 【趣旨】

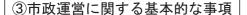
第1条は、この条例に定める主な内容や目的について定めています。

# 【解説】

この条例で定める主な内容は、次の①~③を柱としています。これらにより、市民自治(市民が主体となった自治)の確立を図ることを条例制定の目的としています。

# ①自治の基本理念・基本原則

②市民の権利及び責務並びに 議会及び市長等の役割及び責務





日本国憲法第92条に『地方自治の本旨』という言葉があります。これには、地方自治が国から独立した団体に委ねられ、団体自らの意思と責任の下でなされるということ(団体自治)と地方自治が住民の意思に基づいて行われること(住民自治)の二つの意味が含まれていると言われています。

この条例は、市民の範囲を広げて定義し、市民ができることは、自らの役割と責任において自主・自立的に解決していくことを基本に、市民自治(市民が主体となった自治)の確立を目指し、制定します。

# §用語の解説 §

『市長その他の執行機関=市長等』:市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査 委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。

# (条例の位置付け)

- 第2条 この条例は、本市の自治の基本を定めた最高規範であり、市民及び市は、この条例 の趣旨を最大限に尊重しなければなりません。
- 2 市は、他の条例等の制定改廃並びに市政運営に関する計画の策定及び運用に当たっては、この条例に定める事項との整合を図らなければなりません。

### 【趣旨】

第2条は、この条例がどのような位置付けにあるのかについて定めています。

魚津市自治基本条例は、市政の各分野において定められている他の条例を包括する性格のものではありませんが、市民自治の確立を目的としたこの条例の趣旨を最大限に尊重するという意味で、最高規範性を内包したものとして位置付けることを明らかにするために本条を設けています。

# 【解説】

# 【第1項】

この条例が本市の自治の基本を定めた最高規範であることを明らかにするとともに、その主体者である市民と市がこの条例の基本理念や基本原則を最大限に尊重することを定めています。

# 【第2項】

条例間においては、法的には優劣の関係はなく、この条例も市の法体系の中では一つの条例に 過ぎません。しかし、その内容が、本市の自治の基本を定めた最高規範であることを認識し、他 の条例等を制定改廃する場合や、総合計画等市政運営に関する様々な計画を策定し適切に推進す る場合にも、この条例に定める事項との整合を図るべきであることを定めています。

### §用語の解説 §

『規範』: 行動や判断の基準になる模範や手本といわれています。

『条例等』:条例、規則及び規程のことをいいます。

### (定義)

- 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める ところによります。
  - (1) 市民 市内に住所を有する人、市内で働き、若しくは学ぶ人又は市内において事業 活動その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。
  - (2) 市 議会及び市長等をいいます。
  - (3) 参画 政策、施策等の企画立案の段階から市政に主体的にかかわり、行動することをいいます。
  - (4) 協働 市民と市が対等な関係で相互の立場及び特性を理解し、共通の目的に向かって連携し、かつ、協力して活動することをいいます。

# 【趣旨】

第3条は、定義について定めています。

この条例の中で用いられている重要な用語について、その意義を明確にし、解釈に疑義が生じないようにするために本条を設けています。

# 【解説】

用語の意義は、一般に国語的に又は社会通念により定まっているものではありますが、広い狭いの幅があったり、立法目的から用語の意義を多少拡大して用いたり、逆に縮小して用いたりしなければならない場合もあります。このような場合には、どのような意味でその用語を用いるのかを明らかにしておく必要があるので、定義規定が置かれています。

ここでは、この条例のキーワードとなるべき用語として、「市民」、「市」、「参画」、「協働」に 絞ってその意義を明らかにしています。

# 【第1号】

「市民」とは、地方自治法に定める市内に住所を有する「住民\*1」のほか、市内の事業所等に 勤務している人や市内の学校等に通学している人、市内で事業活動や市民活動など、さまざまな 活動を行っている個人や団体をいいます。

このように、市民の範囲を広げて定義しているのは、行政需要の多様化や政策課題の広域化などの状況の中で、地域の課題や社会的な課題の解決のためには、「住民」のみならず、魚津市という地域社会における幅広い人々が協力していく必要性があるからです。

しかし、他の条例等において、具体的な権利や責務の対象となる「市民」の範囲を限定する必要がある場合においては、それらの内容に照らしてそれぞれの条例等で定めるなどにより、明確化を図ることが必要です。

# 【第2号】

「市」とは、議決機関である議会と執行機関である市長等をいいます。通常、「市」は、市役所 そのものや、行政のみを指す場合もありますので、この条例の中で使用する用語の意義を明確に するために、議会と市長等を「市」と定義しています。

# 【第3号】

「参画」とは、市民が政策等の立案、実施や評価の過程に主体的にかかわり行動することをいいます。参加をさらに一歩進めた、市政に主体的に関与する意味合いを込めて定義しています。

# 【第4号】

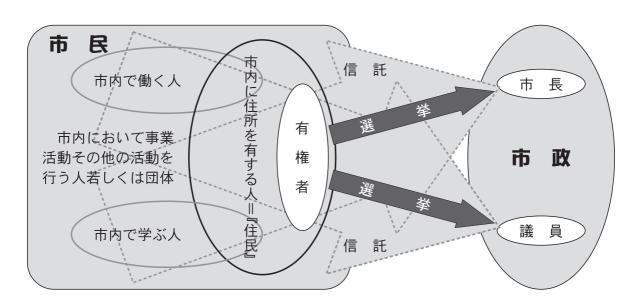
「協働」とは、市民と市がお互いの立場や特性を認め合い相互の信頼関係に基づき対等な関係で、地域社会の課題解決など共通の目的を実現するために連携・協力することをいいます。

# §参考§

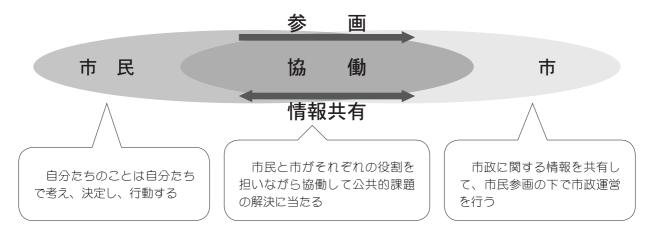
『住民』: 市町村の区域内に住所を有する者はすべて住民であり、自然人であるか法人であるかを問いません。また、人種、国籍、性別、年齢、行為能力等は、住民たるべき要素とはされていないと解されています。

\*'地方自治法 第10条 (住民の意義及び権利義務) 「市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。」

# ☆『市 民』



# ☆『市民自治』



# 第2章 自治の基本理念

この章は、この条例の目的を達成するための基本となる理念について定めています。

第4条 市民及び市は、次に掲げる基本理念により市民自治の確立を目指します。

- (1) 個人の尊厳及び自由が尊重され、かつ、公正で開かれた市民主体の市政を推進すること。
- (2) 地域の特性及び独自性を尊重した地域における自主的な活動を推進すること。

# 【趣旨】

第4条は、本市が目指すべき自治の方向や、自治運営を行う上での基本的な考え方について定めています。

# 【解説】

自治の基本理念として、市民と市が一体となって市民自治の確立を目指すことを定めています。 「市民及び市」としたのは、議会や市長等市側の一方的な決意ではなく、市民も市と一体となって共通の理念として共有するという意味を込めています。

# 【第1号】

「個人の尊厳及び自由が尊重され」とは、憲法に保障されている基本的人権に基づき、市民一人ひとりの人権が保障され、その個性や能力がいかされるべきであることを示しています。「市民主体の市政」とは、市民自治の担い手である市民が、自らのことは自ら決めるという認識のもと、市政に主体的に関わっていくとともに、市民から信託された市は、情報共有や市民参画の機会の拡大などの公正で開かれた市政運営を行っていくことを示しています。

### 【第2号】

地域においては、教育、子育て、福祉、防災、防犯など様々な課題に応じての取り組みが想定されます。自分たちのことは、自分たちで考え決めていくのが自治の基本であり、身近な地域の課題に対しては、それぞれの地域の特性や独自性を尊重した取り組みが必要だと考えています。そして、個々の市民や地域だけでは解決が難しい公共的課題については、市が補完し、市民とともに解決していくことが必要です。

# 第3章 自治の基本原則

この章は、第2章の自治の基本理念を受けて、その理念に基づいて、市民及び市が連携し、協力して活動するための自治の基本原則について定めています。

(情報共有の原則)

第5条 市民及び市は、市政に関する情報を共有することを原則とします。

### 【趣旨】

第5条は、自治の基本原則である情報共有について定めています。

# 【解説】

市が保有する情報を市民に公開したり、提供することで市民と情報を共有することができます。 情報の共有は、市民が市政に参画したり、市と協働するための前提となるものです。

また、市民が保有する情報の中にも市政に関する情報となり得るものも含まれているはずです。 市民も市政に関する情報があれば、積極的に発信することが必要です。 (参画の原則)

第6条 市は、市民の参画を得ながら市政運営を行うことを原則とします。

# 【趣旨】

第6条は、自治の基本原則である参画について定めています。

# 【解説】

市政は、信託を受けた議会及び市長が運営していますが、市民が積極的に関わることで、より 良い市政運営ができます。

市民は、市政に主体的に参画する権利を有していますが、権利を行使するためには、市が様々な場面での市民参画のための仕組みを整備することが必要です。

なお、市は、可能な限り市民の参画によって市政を運営することを原則としますが、内容によっては市民の参画が適さない場合もあります。

# (協働の原則)

第7条 市民及び市は、それぞれの果たすべき役割及び責任を担い、自主的かつ自立的に行動するとともに、協働して公共的課題の解決に当たることを原則とします。

# 【趣旨】

第7条は、自治の基本原則である協働について定めています。

市民と市がそれぞれの責任と役割分担に基づいて、お互いの立場や特性を尊重しながら主体性をもって、地域の課題や社会的な課題の解決に当たることを基本原則とすることを明らかにするために本条を設けています。

# 【解説】

協働とは、市民と市がそれぞれの責任と役割分担に基づき、お互いの特性を尊重しながら協力 し合うことです。一方のみで課題解決に当たるよりも、お互いの特性を発揮しながら行動するほ うがより効果的です。

「それぞれの果たすべき役割及び責任を担い」とは、市民と、議会及び市長等が、それぞれの役割を認識しながら、責任を持って行動することです。それぞれがその役割と責任を分担することから、自らが主体性を持って行動することを基本としています。

今までは、「公共」の担い手は行政だけだと考えられ、行政の仕事以外の領域に関しては、「私」の領域として行政は、ほとんど関与してきませんでした。しかし、これからは、子育てや高齢化などの社会一般の人々に内在する家庭の問題や個人的能力の問題等も含めて、市民と市が協働して「公共的課題」の解決に取り組むことが必要です。

# 自治の基本原則…

### 情報共有の原則

市政に関する情報を共有します。

### 参画の原則

市民の参画を得ながら市政運営を行います。

### 協働の原則

それぞれの果たすべき役割と責任 を担い、協働して公共的課題の解 決に当たります。

# 条例ができると?

- ・事業の計画段階から積極的に情報提供をします。
- ・情報をいろいろな方法でわかりやすく提供しま す。
- ・事業の計画段階から意見や提案を出しやすくします。
- ・審議会等の委員の公募などの参画の機会を充実 させます。
- ・市民が主体となった自治を行います。
- ・市民と市が役割分担をし、連携・協力して公共 的課題の解決に当たります。







# 第4章 市民

この章は、市民自治の担い手である市民の権利と責務、市民の一員である事業者の役割について定めています。

### (市民の権利及び責務)

- 第8条 市民は、市民自治の担い手として、市政に関する情報を知る権利及び市政に参画する権利を有します。
- 2 市民は、市民自治の主体者であることを認識し、市政に参画するよう努めるものとします。
- 3 市民は、参画及び協働に当たっては、自らの発言及び行動に責任を持たなければなりません。

# 【趣旨】

第8条は、市民が主体となって自治を行っていくための基本的な権利と守らなければならない 務めとしての責務について定めています。

# 【解説】

# 【第1項】

市民自治の担い手である市民の権利として、市政に関する情報を知ること、市政に参画することを定めています。「情報公開条例」により保障されている情報を知る権利と、法律に基づき選挙権等を通じて意思決定する権利やパブリックコメント等を通じた市民の市政へ参画する権利を包括的に定めています。

# 【第2項】

市民の責務として、市民自治の主体者であることを認識し、市政に参画するよう努めることを 定めています。市民の市政に参画する権利は、市民の自発的で自由な意思に基づくもので強制さ れるものではありませんが、権利を行使するに当たって守らなければならない責務として定めて います。

# 【第3項】

市民の意見を市政に反映させるためには、「市政に参画する権利」は最大限に尊重されるべきものですが、同時に、市民は、市政に参画するときや協働して公共的課題の解決に当たるときには、自らの発言や行動に責任を持つことが大切です。

### (事業者の役割)

第9条 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、及び地域社会と の調和を図ることにより、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとしま す。

### 【趣旨】

第9条は、事業者の役割について定めています。

事業者も市民の一員として、市民の権利及び責務を有していますが、事業者の活動が個人の活動と比較して、地域社会に与える影響が大きいことから、特に事業者の役割について明らかにするために本条を設けています。

### 【解説】

市内において事業活動を行っている事業者は、雇用の創出や納税等、地域に対する社会的な責任や貢献を果たしており、また、公共領域の民営化が広がる中で、今後ますます地域の中で果たす役割が大きくなってきます。ここでは、事業者の役割として、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めることを定めています。

# 第5章 議会及び議員

この章は、市の意思を決定する議事機関である議会の役割と責務、開かれた議会運営、議員一人ひとりの役割と責務について定めています。

### (議会の役割及び責務)

- 第10条 議会は、本市の意思を決定する機関として、その責任を自覚するとともに、市長等 を監視する機関としての役割を果たし、市勢の進展に努めるものとします。
- 2 議会は、市民の意思を的確に把握して政策の形成に反映させなければなりません。
- 3 議会は、政策形成機能の充実を図るため、調査研究を行うとともに、専門家等の知見をいかすよう努めるものとします。

# 【趣旨】

第10条は、市民から信託を受けた議会が果たすべき役割や責務について定めています。

# 【解説】

# 【第1項】

議会には、条例の制定や改廃、予算の議決\*\*など、市政の重要な意思決定機関としての役割と、市の執行機関による行政運営に対しての調査、監視機能\*\*3があります。

ここでは、地方自治法に規定されている議会の役割を果たし、市勢の進展に努めることについて定めています。

# 【第2項】

議会は、法律に基づく手続きにより選出された複数の議員から構成される合議機関です。議会が、地方自治法に規定されている議案の提出等を行う際には、幅広い市民から信託を受けた代表機関としての役割を果たすことが必要です。そのためには、市民の意思を的確に把握して政策の形成に反映させることが必要です。

### 【第3項】

議会は、政策立案・提案等の政策形成機能を充実させるために調査研究を行うこと、公聴会制度や参考人制度等専門家の知見を活用するよう努めることについて定めています。

# §用語の解説§

『市勢』: 市の人口・産業・経済・施設等各分野の情勢を総合的に表現した言葉です。

\*\*2地方自治法 第96条 (議決事件)

「普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

ー 条例を設け又は改廃すること。 二 予算を定めること。 三 決算を認定すること。 (四〜十五省略)」

\*\*3地方自治法 第98条(検査及び監査の請求)(省略)

地方自治法 第100条 (調査権・刊行物の送付・図書室の設置等)

「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務(自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の調査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。次項において同じ。)に関する調査を行い、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。」

### (開かれた議会)

- 第11条 議会は、原則として会議を公開します。また、審議に関する情報を公開することなどにより、開かれた議会運営に努めるものとします。
- 2 議会は、議会の活動内容に関する情報を市民に提供するとともに、広く市民の声を聴く 機会を設けるよう努めるものとします。

# 【趣旨】

第11条は、議会の会議の公開と議会の活動内容に関する情報の提供により、開かれた議会運営 に努めることについて定めています。

# 【解説】

# 【第1項】

議会に対する市民の関心や理解を高めていくためには開かれた議会運営が必要です。そのために、原則として会議を公開します。また、議員がどのような意見を持ち、審議を行っているか、特に争点となっている市政課題に対しての賛否双方の意見や理由、根拠などを明確に示していくことなどにより、開かれた議会運営に努めることについて定めています。

現在は、市議会だよりの発行やケーブルテレビ、インターネットによる議会中継を行っています。

# 【第2項】

議会の活動内容を市民に提供すること、広く市民の意見を聴く機会を設けるよう努めることについて定めています。全国の議会においては、議会報告会の開催など、議会への市民参加を広げる取り組みも行っており、広く市民の意見を聴く機会の必要性を定めています。

# §用語の解説§

『会議』:本会議はもとより議会活動として行われる全員協議会、常任委員会、特別委員会等も含めて会議としています。

### (議員の役割及び責務)

- 第12条 議員は、政治倫理の確立に努めるとともに、総合的な視点に立ち、公正かつ誠実に 職務を遂行しなければなりません。
- 2 議員は、市政に関する自らの考えを市民に明らかにするとともに、広く市民の声を聴き、これを政策形成及び議会運営に反映させるよう努めるものとします。
- 3 議員は、調査研究活動等を通じ、議会における審議及び政策立案活動の充実に努めるものとします。

# 【趣旨】

第12条は、議会を構成する議員一人ひとりの役割や責務について定めています。

# 【解説】

### 【第1項】

議員一人ひとりは選挙によって選ばれた住民の代表であり、政治倫理の確立に努めるとともに、 公正・誠実に職務を遂行することが必要です。また、議会の場においては、市民の信託に応える ため総合的な視点にたって、市の意思決定を行うことが必要と考えます。

### 【第2項】

議員は、市政に関する自らの考えを市民に説明し、市民との話し合いや地域の活動を通じて多様な民意を吸い上げ、総合的な見解で政策形成や議会運営に反映させていくことが必要です。

# 【第3項】

議員一人ひとりが、調査・研究を通し自己研鑽することで、議会における審議や議案を提出するなどの政策立案能力が高まります。

# 第6章 市長等及び職員

この章は、市を代表して市政運営を行う市長や市長を含む執行機関の役割と責務、全体の奉仕者として市政運営に携わる市の職員の責務について定めています。

# (市長等の役割及び責務)

- 第13条 市長は、市民の信託に応え、市民福祉の増進を図るため、市民自治を推進するとともに、公正かつ誠実に市政を運営しなければなりません。
- 2 市長は、地域の資源を最大限に活用して、必要な財源の確保を図るとともに、最少の経 費で最大の効果を挙げる市政を運営しなければなりません。
- 3 市長等は、その権限に属する事務を自らの判断及び責任において公正かつ誠実に執行するとともに、相互の連携を図ることにより一体として行政機能を発揮しなければなりません。
- 4 市長等は、公平かつ効率的で質の高い行政サービスの提供を図ることにより、市民満足 度の向上に努めなければなりません。

# 【趣旨】

第13条は、市長の役割及び責務と市長を含む執行機関の役割及び責務について定めています。 地方自治法上は、市長も執行機関の一部ですが、市長は選挙で選ばれ、市民の信託を受けた市 民の代表として、その権限に基づき市政を運営しています。市長は、市の代表としての役割と責 務とともに、市の執行機関としての役割と責務も果たしていることを明らかにするために本条を 設けています。

# 【解説】

# 【第1項】

直接選挙で選ばれた市を代表する市長が市民の信託に応え、市民福祉の増進を図る\*\*1ために、 市民自治を推進し、公正かつ誠実に市政を運営することを定めています。

### 【第2項】

市長は、市政を運営する執行機関の代表として、先人たちが築き残してくれた自然、歴史、文化、都市基盤等の地域資源を最大限に活用して、必要な財源の確保を図り、最少の経費で最大の効果\*\*5が発揮できるよう、より効率的で効果的な市政運営を行わなければならないことを定めています。

### 【第3項】

市長を含む執行機関は、それぞれが独立した権限を有し、自らの判断と責任において公正・誠実に所掌する事務を執行するとともに、相互に連携をとり、一体として行政機能を発揮\*6することが必要であることを定めています。

### 【第4項】

市長を含む執行機関は、公平かつ効率的で質の高い行政サービスを提供することにより、市民の満足度が総体的に向上するよう努めることを定めています。

# §用語の解説§

『責務』: 法的には努力義務的な規定をする場合に用いられることが多く、行為者の主体的な権利に伴って行為者自身が遵守しなければならない務めなどの道義的・理念的な内容を責務という言葉で規定しています。

(職員の責務)

- 第14条 職員は、公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、自らが市民の一員であることを 認識し、市民自治を推進しなければなりません。
- 2 職員は、法令及び条例等を遵守するとともに、違法又は不当な事実がある場合は、これを放置し、又は隠すことなく適正に対応しなければなりません。
- 3 職員は、職務の遂行に当たっては、最大の効果を挙げることができるよう創意工夫する とともに、必要な能力の向上及び自己研鑽に努めなければなりません。

# 【趣旨】

第14条は、市政運営の実務を遂行する市の職員の責務について定めています。

# 【解説】

# 【第1項】

職員は、公正かつ誠実に職務を遂行し、自らも市民の一員であることを認識しながら、市民自治を推進することを定めています。

# 【第2項】

地方公務員法に定められているように、職員は、全体の奉仕者\*<sup>7</sup>として公共の利益のために勤務することや法令等を遵守\*<sup>8</sup>し、公正で誠実に職務を遂行することが必要です。職員の違法や不当な行為は本来あってはならないものですが、万一、市政に関する市民の信頼を損なう行為や公益に反するおそれのある事実を知った場合、職員は、その行為または、事実を通報しなければならないことを定めています。

### 【第3項】

職員は、職務の遂行に当たっては、最大の効果を挙げられるように専門知識の習得やその能力を活用するなど創意工夫するとともに、政策形成能力の向上や自己研鑽に努めることが大切であることを定めています。

- \*\*4地方自治法 第 1 条の 2 (地方公共団体の役割と国による制度策定等の原則)
  - 「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。」
- \*\*5地方自治法 第2条(地方公共団体の法人格とその事務)
  - 「14 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」
- \*\*6地方自治法 第138条の3(執行機関の組織の原則)
  - 「2 普通地方公共団体の執行機関は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、執行機関相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようにしなければならない。」
- \*\*7地方公務員法 第30条 (服務の根本基準)
  - 「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」
- \*\*8地方公務員法 第32条 (法令等及び上司の職務上の命令に従う義務)
- 「職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。」

# 第7章 市政運営

この章は、自治の基本理念を実現するために、自治の基本原則に基づき市政運営を行うための 基本となる諸原則や諸制度について定めています。

# (総合計画等)

- 第15条 市は、総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本構想及びこれを実現するための計画(以下「総合計画」といいます。)を策定します。
- 2 前項に規定する基本構想の策定に当たっては、議会の議決を経なければなりません。
- 3 市は、総合計画の策定に当たっては、市民の意見を反映させるため、その計画に関する情報をあらかじめ市民に提供し、広く市民の参画を得るものとします。
- 4 市長等は、総合計画について、指標を用いることなどにより、その内容及び進ちょく状況に関する情報を市民にわかりやすく提供しなければなりません。
- 5 前2項の規定は、市政運営に関する他の重要な計画について、準用しなければなりません。

# 【趣旨】

第15条は、総合計画をはじめ市政運営に関する重要な計画について定めています。

市は、総合的で計画的な行政の運営を図るため、基本構想を定めます。この基本構想を具体化する基本計画等を含め、総合計画として策定することを明らかにするために本条を設けています。

# 【解説】

# 【第1項】

魚津市では、「まちづくりの最も基本となる計画」として総合計画を位置付けしており、総合的かつ計画的な市政運営を図るために、総合計画を策定します。

### 【第2項】

総合計画の基礎となる基本構想は、この条例に基づき、議会の議決を経て策定する姿勢を明らかにしています。

### 【第3項】

総合計画を策定する際には、市民の意見を反映させるため、総合計画に関する情報をあらかじめ市民に提供し、広く市民の参画を得て行うことについて定めています。

### 【第4項】

市長等は、指標を用いることなどにより、総合計画の内容や進ちょく状況に関する情報を市民にわかりやすく提供することについて定めています。

総合計画は、市政運営を行う上で大変重要な計画ですから、総合計画の進ちょく状況を把握し、 進行管理に努め、着実な実現のために、情報の共有を図り、市民から信頼される市政運営に寄与 します。

### 【第5項】

市が定める計画は、総合計画だけではなく、他の法令や施策等から導かれる計画もあります。 それらについても、総合計画と同様に情報をあらかじめ市民に提供し、広く市民の参画を得て策 定することや、内容や進ちょく状況に関する情報をわかりやすく提供しなければならないことを 定めています。 (行財政運営)

- 第16条 市長等は、効率的かつ効果的な市政運営を行うため、行政改革に継続的に取り組む ものとします。
- 2 市長等は、簡素で機能的かつ市民にわかりやすい組織を編成し、常にその見直しを行う ものとします。
- 3 市は、中長期的な財政見通しのもとに、計画的で健全な財政運営を進めなければなりま せん。
- 4 市長は、予算、決算その他の財政に関する事項を公表するとともに、市民にわかりやす く説明しなければなりません。

# 【趣旨】

第16条は、行財政運営に関する基本的な考え方と、財政情報に関する透明性の確保のために基本となる事項について定めています。

# 【解説】

# 【第1項】

効率的かつ効果的な市政運営を行うためには、行政改革に継続的に取り組むことが必要である ことを定めています。

# 【第2項】

社会環境の変化や多様化する政策課題に迅速かつ的確に対応するためには、簡素で機能的かつ市民にわかりやすい組織編成を行い、常に見直しを行うことが必要であることを定めています。

### 【第3項】

市が、行政サービスを受ける市民の負担の適正化や世代間の負担の公平化が図られる中長期的な視点に立った、計画的で健全な財政運営\*\*\*を進めなければならないことを定めています。

市が提供するサービスは、無償で行うことのほか、一定の受益者負担の導入も市民間の公平性を図るためには必要です。なお、負担を求める場合でも、所得状況等により負担の程度を軽減することも市民の負担の適正化の考え方に含まれます。また、学校、道路、公園等公共施設の建設における市債の活用のように、現在の住民が一切の費用を負担するのではなく、後の世代の市民も施設利用における便益を受けることから、借入金の償還費の形式で一定の負担を求めることも世代間の負担の公平化を図るためには必要です。

### 【第4項】

「予算、決算その他の財政に関する事項の公表\*\*10」については、義務付けされており、広報等により市の財政状況をお知らせしていますが、公表に当たっては、財政状況に関する情報を市民にわかりやすく、かつ、市民が理解できるようにしなければならないことを定めています。また、企業会計的なバランスシートを含めた連結財務書類4表などを作成し、説明責任を果たすための工夫を行い、公正の確保と透明性の向上を図っていきます。

\*\*9地方財政法 第2条(地方財政運営の基本)

「地方公共団体は、その財政の健全な運営に努め、いやしくも国の政策に反し、又は国の財政若しくは他の地方公共団体の財政に累を及 ほすような施策を行つてはならない。」

\*\*\*\*地方自治法 第243条の3 (財政状況の公表等)

「普通地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、毎年二回以上歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を住民に公表しなければならない。」

(行政評価)

- 第17条 市長等は、効率的かつ効果的な市政運営を進めるため、客観的な行政評価を行わなければなりません。
- 2 市長等は、行政評価の結果を施策等の改善及び見直しに反映させるよう努めるとともに、 市民にわかりやすく公表しなければなりません。
- 3 市長等は、行政評価について、第三者による評価をとり入れるよう努めなければなりません。

# 【趣旨】

第17条は、行政評価について定めています。

市の執行機関が行う施策や事務事業について、どのような成果があったのかをできる限り数値化して客観的に評価し、評価の過程で発見された課題を事業の見直しや計画・予算等に反映させ、新たな目標値を定めて事業を実施するという一連のサイクルを通じて、効率的かつ効果的な市政運営を進めることを明らかにするために本条を設けています。

# 【解説】

# 【第1項】

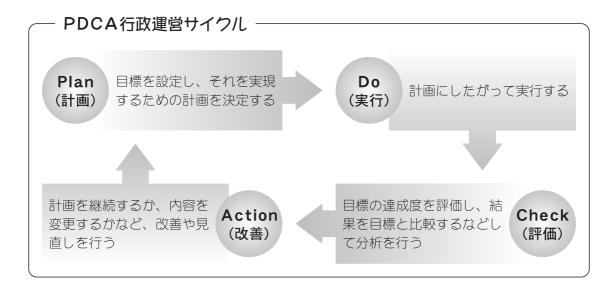
効率的かつ効果的な市政運営を進めるためには、市長等が行う施策等について、どのような成果があったかを客観的に評価し、その結果を次の施策等に反映することが必要です。

# 【第2項】

行政評価を行うだけでは不十分であり、その結果を施策等の改善や見直しに反映させることが重要です。計画(PLAN)、実行(DO)、評価(CHECK)、改善(ACTION)のいわゆるPDCAのマネジメントサイクルの中でも特に改革改善が重要だと考えています。評価結果を施策の改善や見直しに活用するように努めることを努力義務として定め、また、評価の結果のみならず、評価の結果による施策等の改善及び見直し事項についても、市民にわかりやすく公表することを定めています。

# 【第3項】

現在は、市長等が行政評価を実施し、結果をホームページ等で公表しています。行政評価は、 自己評価を基本としていますが、市民や第三者の立場から評価を行うことも重要です。将来的に は、第三者が評価に参画できる仕組みづくりを検討していかなければならないと考えています。



(市民参画の推進)

- 第18条 市は、市政への市民参画の機会を保障するため、制度の充実に努めなければなりません。
- 2 市長等は、附属機関その他これに類するものについて、その設置の目的等に応じ、委員 を公募することなどにより、幅広い市民の参画を図るものとします。
- 3 市は、重要な政策の意思決定過程における市民参画の機会の拡大を図るため、広く市民の意見を聴くものとします。

# 【趣旨】

第18条は、自治の基本原則の一つである市民参画を市が推進していくことについて定めています。

# 【解説】

# 【第1項】

市は、市民が積極的に市政に参画する機会を保障するために、制度の充実に努めることを定めています。現在、市で行っている諸制度を見直し・改善していくとともに、より利用しやすい新たな制度を検討し、導入していくことが必要です。

# 【第2項】

市長等は、附属機関等いわゆる審議会等を設置する場合は、委員を公募することなどにより幅 広い市民の参画を図ることについて定めています。「魚津市審議会等の設置及び運営に関する要 綱」では、審議会等の設置及び運営や委員の選任に関する事項を定めています。ただし、特定分 野の専門的事項に関することや、行政内部あるいは関係団体等の連絡・調整を目的とする会議等、 市民から公募することが適当でない場合もあり「その設置の目的等に応じ」としています。

### 【第3項】

重要な政策の意思決定過程で、市が、広く市民の意見を聴くことについて定めています。

幅広く市民の意見を聴くために、魚津市では、現在「パブリックコメント手続要綱」に基づき制度を運用しています。この制度は、市民の誰もが平等に意見を提出でき、幅広い市民の参画が期待できます。さらに政策等に関連する資料をあわせて公表することにより、市政情報の共有化を図ることにもつながります。

### §参考§

『市民参画の方法』:市民参画の方法としては、アンケート調査、ワークショップ、シンポジウム・フォーラム、審議会等の市民委員の公募、パブリックコメント手続等があります。

### §用語の解説§

『ワークショップ』:あるテーマについて比較的少人数の様々な人たちが集まって話し合い、 意見や提案をまとめていく会合のことです。

『市民委員』:あるテーマについて検討する審議会等を設置する際に一般公募する委員のことです。

『パブリックコメント』:重要な施策の立案・選択・実施をする場合や各種基本計画及び条例を制定する場合に、案の段階で広く市民の皆さんに内容を公表し、意見を集め、意思決定に反映させる制度です。政策決定過程での市政への参画の機会を拡大するとともに、市政における公正性の確保と透明性の向上を図ることを目的として実施しています。

(住民投票)

- 第19条 市は、市政に関する重要な事項について、住民の意思を確認するため、別に条例で 定めるところにより、住民投票の制度を設けることができます。
- 2 市は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

# 【趣旨】

第19条は、住民投票について定めています。

住民投票を具体的に制度化するに当たっても、どのような事案が住民投票の対象となりえるのか、テーマの的確性や発議・投票要件、実施に当たっての実際の実施方法等、検討すべき課題が数多くあり、魚津市としても今後さらに検討を深めていかなければならないと考えています。しかし、自治基本条例には、制度の設置と投票結果に対する尊重義務等の基本的な枠組みだけは規定しなければならないものと考え、市政に関する重要事項について、住民の意思を直接確認する仕組みとして住民投票制度を設けることができること、その結果を尊重することについて明らかにするために本条を設けています。

# 【解説】

# 【第1項】

将来にわたり多額の財政負担を伴う事業の着手や住民に対して大きな影響を及ぼす事業の着手等、市政に関する重要な事項について、住民の意思を直接確認するために、住民投票の制度を設けることができることについて定めています。

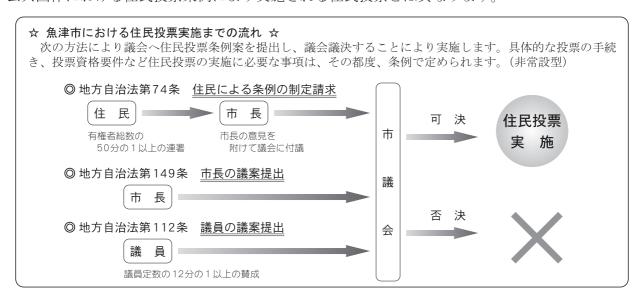
住民投票に諮る必要のある個別の事案によって、投票資格や成立要件などが異なることが想定されますので、現在は、非常設型の住民投票としています。

### 【第2項】

条例に基づく住民投票の結果については、法的拘束力はないとするのが通説であるため、この 条例では、市は住民投票の結果を尊重しなければならないとしています。「住民投票の結果を尊 重」とは、市が意思決定をするに当たって、住民投票の結果を慎重に受け止め、検討し、判断す ることをいいます。

### §参考§

『住民投票』:地域における重要課題・政策等に関して、住民の賛否を直接問うものです。住民投票には、憲法や地方自治法で制度化されている住民投票がありますが、この条例でいう地方公共団体における住民投票条例により実施される住民投票とは異なります。



(協働の推進)

第20条 市は、協働を推進するための仕組みを整備しなければなりません。

- 2 市は、協働を推進するため、必要な情報の収集及び提供、交流の支援、相談及び研修を 行う機会の確保等の市民が自ら学び、考えることができる環境づくりに努めなければなり ません。
- 3 市は、協働の推進に当たっては、市民の自発的な活動を支援するよう努めるものとします。この場合において、市の支援は、市民の自主性及び自立性を損なうものであってはなりません。

# 【趣旨】

第20条は、協働の推進について定めています。

少子高齢化社会の到来や経済成長の鈍化など行政を取り巻く環境が一段と厳しさを増す中、将来にわたって持続可能な地域社会を構築していくためには、地域社会にかかわる多様な主体が、それぞれの責任と役割分担に基づいて、お互いの立場や特性を尊重しながら協働し、地域の課題や社会的な課題を解決していく仕組みの構築が求められています。市が、そのために必要な支援や総合的な施策を整備していくことを明らかにするために本条を設けています。

# 【解説】

# 【第1項】

市が、市民と協働してまちづくりを進めていくための仕組みを整備することを総括的に定めています。今後、協働指針等を策定していく必要があります。

### 【第2項】

第1項を受けて、市が、協働を推進するために市民が自ら学び、考えることができる環境を整える必要があることを定めています。具体的には、市民活動の拠点となる場の確保や市民活動の 啓発・研修会の開催等を行っていくことです。

### 【第3項】

協働を推進するに当たっては、市民の主体性を尊重しつつも、市が必要な支援を行っていくことが必要です。市からの補助金、委託金等の活動資金の支援等もその一つとして考えられますが、知識、情報、人材面での支援、講座・講習会等の開催・推進等もあります。ただ、支援する場合でも、支援することを理由に、市民の自主・自立性を制限してはならないということを定めています。

# ☆協働の取組み事例紹介☆

地域振興環境整備事業(升方城跡遊歩道整備など) 平成21年5月24日(日) 区長会、教育振興会、地区住民 約150名参加 (平成18年度に始まり、5ヶ年実施)



地区住民を中心とした 草刈・道路清掃



児童・保護者を中心とした 城跡の除草



市の補助金を使っての 擬木の入れ換え作業

(法令遵守及び公益通報)

- 第21条 市は、法令及び条例等の遵守並びに倫理の保持のための体制整備を図り、公正な職務の遂行を確保し、常に適法かつ公正な市政運営に努めなければなりません。
- 2 市長等は、適法、透明かつ公正な市政運営を確保するため、市政運営に係る違法な行為 について、職員等から行われる通報を受ける体制を整備するとともに、通報者が当該通報 を行うことにより不利益を受けないよう適切な措置を講じなければなりません。

# 【趣旨】

第21条は、市民に信頼される市政運営を行う上で不可欠となる議会及び市長等の法令遵守義務と公益のために通報を行った市の職員等が不当な扱いを受けず、保護されるための体制整備について定めています。

# 【解説】

# 【第1項】

市が、法令及び条例等の遵守、倫理の保持のために、職員研修制度の整備等を行い、公正な職務の遂行を確保し、適法で公正な市政運営を行うことについて定めています。

# 【第2項】

法令違反行為を知った市の職員等が公益のために通報できるように、通報者を不利益な取扱いから保護するための体制整備について明らかにしています。「魚津市職員等公益通報制度実施要綱」には職員等からの公益通報に関して、「魚津市公益通報制度実施要綱」には市民(労働基準法第9条に規定する労働者)からの公益通報の処理に関して必要な事項を定めています。

### (行政手続)

- 第22条 市長等は、市政運営における公正性の確保と透明性の向上を図り、もって市民の権利利益の保護に資するため、処分、行政指導及び届出に関する手続を適正に実施しなければなりません。
- 2 前項に規定する行政手続に関し必要な事項については、別に条例で定めるものとします。

# 【趣旨】

第22条は、市政運営の公正性の確保と透明性の向上を図る上で欠かせない基本的な制度として、 行政手続条例等に基づく適正な行政手続の確保について定めています。

# 【解説】

# 【第1項】

行政手続に関する基本的な事項を市民に明らかにすることは、行政運営の透明性を図るために 必要なことです。すでに条例において制度化されている行政手続の明確化について、市政運営に おける重要な仕組みとして定めています。

### 【第2項】

「魚津市行政手続条例」(平成9年4月1日施行)には、申請に対する処分、不利益処分、行政 指導及び届出の手続きに関し、共通する事項が定めてあります。

行政手続に関する基本的な事項としての、「不利益処分に対する聴聞・弁明の機会の付与に関すること」や、「申請に対する処分の審査基準や標準処理期間及び不利益処分の処分基準を定めること」については、規則や要綱で定めています。

# (情報公開)

- 第23条 市は、市政に関する市民の知る権利を尊重し、市の諸活動を市民に説明する責務を 全うするため、市の保有する情報を、市民の求めに応じて原則として公開するとともに、 市政運営に関する情報を積極的に提供しなければなりません。
- 2 前項に規定する情報公開に関し必要な事項については、別に条例で定めるものとします。

# 【趣旨】

第23条は、公正で開かれた市政運営が実現されるよう、議会及び市長等が保有する情報の公開 の原則について定めています。

# 【解説】

# 【第1項】

市民が市政に関する情報を知る権利を保障するためには、市の保有する情報は、市民の求めに 応じて、原則公開しなければならないことを定めたものです。また、市民の請求の有無にかかわ らず、市民が市政への関心を深め、市と市民が情報を共有できるよう、市がいろいろな媒体を活 用して市政運営に関する情報を積極的に提供しなければならないことを定めています。

# 【第2項】

「魚津市情報公開条例」(平成17年3月16日施行)では、市政運営に関する情報公開及び提供等の基本的な事項について定めています。

### (個人情報の保護)

- 第24条 市は、個人の権利利益の保護及び市政の適正な運営に資するため、市が保有する個人情報を適正に取り扱わなければなりません。
- 2 前項に規定する個人情報の保護に関し必要な事項については、別に条例で定めるものとします。

### 【趣旨】

第24条は、個人情報の保護が市民の基本的人権である個人の尊厳の確保と密接に関係することから、市が保有する個人情報に対する市の基本的姿勢について定めています。

# 【解説】

### 【第1項】

議会及び市長等は、市政に関する情報を積極的に提供しますが、市が保有する個人情報は適正に取り扱い、個人情報を守り、個人の権利利益を保護しなければならないことについて定めています。

### 【第2項】

「魚津市個人情報保護条例」(平成17年3月16日施行)では、市が保有する多数の個人情報の保護に関する具体的な取り扱いについて定めています。

# 第8章 地域コミュニティ等

この章は、地域コミュニティ等の主体的な活動が、市民自治を推進する上では欠かせないものとして、そのあり方や市民及び市とのかかわりについて定めています。

# (地域における市民自治の推進)

- 第25条 市民は、町内会、自治会、地域振興組織等の地域における多様なつながりを基礎とした地域コミュニティ及び自主的に形成された市民団体(以下「地域コミュニティ等」といいます。)が、地域の課題解決及び相互に連携して行う地域活動に参加し、又は協力するよう努めるものとします。
- 2 地域コミュニティ等は、自らの行動に責任を持ち、自主的かつ自立的な活動を通じて地域における市民自治の推進に努めるものとします。

# 【趣旨】

第25条は、地域コミュニティ及び自主的に形成された市民団体について定めています。 地域のまちづくりにおいて重要な役割を果たす様々な立場の団体が幅広くまちづくりに参加し、 まちづくりの活動のすそ野を広げていくことが市民自治を確立していく上で重要であると考え、 市民の地域コミュニティ等へのかかわりや、地域コミュニティ等の活動のあり方について明らか にするために本条を設けています。

# 【解説】

# 【第1項】

今までは、町内会、自治会や各種団体がそれぞれの分野、目的に応じて、地域の問題や課題に取り組んできました。また、複数の団体が協力して活動、事業を実施することもありました。近年、個々の団体だけでは解決できないさまざまな問題の解決や地域振興・地域活性化を実施するために、区長会や地域振興協議会等を中心として、各地域の実情に応じた取り組みを行っています。

町内会、自治会や地域振興組織等(13地区にある区長会や地域振興協議会等をいいます。)の 地域コミュニティとNPO法人・ボランティア団体等を併せて地域コミュニティ等と定義します。 市民は、地域コミュニティ等が地域の課題解決や相互に連携して地域の課題に取り組む場合には、 その活動に参加し、協力するよう努めることを定めています。

### 【第2項】

地域コミュニティ等は、自らの行動に責任を持って自主・自立の精神で、市民自治の推進のための活動を行うことについて定めています。

# (地域コミュニティ等の尊重)

第26条 市は、地域コミュニティ等の役割並びにその活動の自主性及び自立性を尊重しながら、地域コミュニティ等にかかわる施策を推進します。

# 【趣旨】

第26条は、地域コミュニティ等に対する市のかかわりについて定めています。

### 【解説】

市が、地域コミュニティ等の役割や活動の自主性及び自立性を尊重しながら、新たな公共サービスを担う地域コミュニティ等の活動を支援するための施策を推進する必要性を定めています。

# 第9章 危機管理

この章は、危機管理に対する市の責務と、災害等の発生時の役割について定めています。

第27条 市は、災害その他の不測の事態(以下「災害等」といいます。)から、市民の生命、 身体及び財産を保護するよう努めなければなりません。

- 2 市長等は、災害等に備え、防災関係機関との緊密な連携を図りつつ、災害予防、災害応 急対策及び災害復旧に関する計画を策定するとともに、これを担う体制を整備しなければ なりません。
- 3 市民は、自ら災害等に備えるよう努めるとともに、災害等の発生時においては、自発的 に防災活動へ参加するなど、相互に協力して対応しなければなりません。

# 【趣旨】

第27条は、安心安全なまちづくりのため、危機管理に対する市の責務、市長その他の執行機関の役割、市民の責務等について定めています。

# 【解説】

# 【第1項】

災害等の不測の事態から、市が、市民の生命や財産を保護するよう努めなければならないこと について定めています。

# 【第2項】

市長等は、災害等の不測の事態に備えて、防災関係機関と連携を図り地域防災計画や国民保護計画等の策定を行い、必要な体制を整備しなければならないことを定めています。

### 【第3項】

市は、市民の生命や財産を守るために、数々の施策を行う必要がありますが、市民一人ひとりも災害等に備え、工夫することで、全体としての危機管理体制が図られます。いつ発生するかわからない災害等に備えて、日ごろから各家庭や地域で防災体制を整えておくことが重要です。また、災害等の発生時には、自発的に防災活動に参加し、相互に協力することの必要性について定めています。

# 不測の事態に備えて



危機管理は・・・ 日頃からの備えが大切です!

### 災害等の発生時には



給食給水斑



消火斑



救出救護斑

もしものときには・・・ 相互に協力することが大切です!

# 第10章 国、他の地方公共団体等との連携・協力

この章は、国、他の地方公共団体等との連携や協力について定めています。

第28条 市は、国及び県と対等な立場で相互に協力して市民自治の確立に努めなければなりません。

- 2 市は、他の地方公共団体と相互に共通する課題に対しては、当該地方公共団体と積極的に連携し、及び協力してその解決に努めなければなりません。
- 3 市は、国際社会に果たすべき役割を認識して広く国際社会との交流及び連携に努めなければなりません。

# 【趣旨】

第28条は、地方分権時代の到来により、自己決定・自己責任に基づき、多様化・複雑化する地域課題を解決するために、国や県との役割に応じた協力を図ること、必要に応じて他の地方公共団体と連携・協力して広域的な課題の解決に当たること、国際社会との交流を推進することについて定めています。

# 【解説】

# 【第1項】

地方分権改革により、国と都道府県、市町村が、対等の関係にあると位置付けられました。市は、国や県と対等な対場でお互いに協力して、市民自治の確立に努めることについて定めています。

# 【第2項】

情報化、グローバル化に伴い人々の動きが広域化し、地域ニーズも多様化・広域化する中で、 一つの地方公共団体だけでは解決できない課題も多くなってきています。共通する行政課題を解 決するためには、市が他の地方公共団体と連携・協力に努めることについて定めています。

### 【第3項】

市が、グローバルな視点に立って国際社会に果たすべき役割を認識し、国際社会が直面する様々な課題について、海外の地方公共団体等と連携した取り組みや交流に努めることについて定めています。

# 第11章 条例の見直し

この章は、条例の見直しについて定めています。

第29条 市は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、市民の意見を聴いたう えで、この条例の規定について見直しを行い、その結果に基づいて改正等必要な措置を講 ずるものとします。

# 【趣旨】

第29条は、本市における自治の最高規範にふさわしい発展性を確保するため、市民参画や協働により策定したこの条例について、条例改正に当たっても市民の意見を聴くものとして見直しの方法について定めています。

# 【解説】

この条例の実効性を確保するためには、条例の施行後、条例の規定内容がどのように制度や施策に反映されたのか、この条例に基づく市政の運営状況を調査し、評価することが必要だと考えています。また、時代の変化や社会情勢によって、各条項が形骸化したり、時代に取り残されたものになっていないかを検証するとともに、職員や市民に市民自治に対する意識を喚起するという意味も込めて5年を超えない期間ごとの見直しとすることを定めています。

見直しに当たっては、パブリックコメント等で広く市民の意見を聴き、市民参画により行うことを定めています。

附則

この条例は、公布の日から施行します。

# 【趣旨】

この条例の施行期日について定めています。

# 【解説】

この条例は、公布された平成23年9月21日から施行することを定めています。

### 魚津市自治基本条例

### 目次

前文

- 第1章 総則(第1条-第3条)
- 第2章 自治の基本理念(第4条)
- 第3章 自治の基本原則(第5条-第7条)
- 第4章 市民(第8条·第9条)
- 第5章 議会及び議員(第10条-第12条)
- 第6章 市長等及び職員(第13条・第14条)
- 第7章 市政運営(第15条-第24条)
- 第8章 地域コミュニティ等 (第25条・第26条)
- 第9章 危機管理(第27条)
- 第10章 国、他の地方公共団体等との連携・協力(第28条)
- 第11章 条例の見直し(第29条)

附則

### 前文

私たちのまち魚津市は、先人たちのたゆみない努力によって、古くから新川地域の行政や経済の中心として栄えてきました。私たちは、立山の峰々を仰ぎ見、毛勝三山や僧ヶ岳などの美しい山並みから三大奇観である蜃気楼、埋没林、ほたるいかなどを有する神秘の海・富山湾へと続く豊かな風土の中で、歴史や文化を育んできました。いにしえの伝統を今に伝えるたてもん祭りやせり込み蝶六踊り、「じゃんとこい、じゃんとこい」という賑やかなかけ声は、どこにいても私たちにふるさと魚津を思い起こさせてくれます。

私たちは、時代がどのように移り変わろうとも、豊かな自然の中で先人たちが守り育ててきた知恵と文化を受け継ぎ、人と人とのつながりを大切にした、元気で笑顔あふれるふるさとを、次世代の子どもたちに誇りをもって引き継いでいかなければなりません。

そのために、私たちは、自分たちのことは自分たちで考え、決定、行動し、だれもが健康で快適な生活をおくり続けられる活力あるまち"うおづ"を削っていきます。ここに、一人ひとりの人権を尊重し責任を分かち合いながら、市民と市が情報を共有し、市民参画と恊働による取り組みを通して、市民が主体となった自治の実現を目指し、魚津市自治基本条例を制定します。

### 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市における自治の基本理念及び 基本原則を示すとともに、市民の権利及び責務、市議 会(以下「議会」といいます。)及び市長その他の執行 機関(以下「市長等」といいます。)の役割及び責務 並びに市政運営に関する基本的な事項を定めることに より、市民自治の確立を図ることを目的とします。

### (条例の位置付け)

- 第2条 この条例は、本市の自治の基本を定めた最高規 範であり、市民及び市は、この条例の趣旨を最大限に 尊重しなければなりません。
- 2 市は、他の条例等の制定改廃並びに市政運営に関する計画の策定及び運用に当たっては、この条例に定める事項との整合を図らなければなりません。

### (定義)

- 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意 義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。
  - (1) 市民 市内に住所を有する人、市内で働き、若しくは学ぶ人又は市内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。
  - (2) 市 議会及び市長等をいいます。
  - (3) 参画 政策、施策等の企画立案の段階から市政に 主体的にかかわり、行動することをいいます。
  - (4) 協働 市民と市が対等な関係で相互の立場及び特性を理解し、共通の目的に向かって連携し、かつ、協力して活動することをいいます。

### 第2章 自治の基本理念

- 第4条 市民及び市は、次に掲げる基本理念により市民 自治の確立を目指します。
  - (1) 個人の尊厳及び自由が尊重され、かつ、公正で開かれた市民主体の市政を推進すること。

(2) 地域の特性及び独自性を尊重した地域における自主的な活動を推進すること。

### 第3章 自治の基本原則

(情報共有の原則)

**第5条** 市民及び市は、市政に関する情報を共有することを原則とします。

### (参画の原則)

**第6条** 市は、市民の参画を得ながら市政運営を行うことを原則とします。

### (協働の原則)

第7条 市民及び市は、それぞれの果たすべき役割及び 責任を担い、自主的かつ自立的に行動するとともに、 協働して公共的課題の解決に当たることを原則としま す。

### 第4章 市民

(市民の権利及び青務)

- 第8条 市民は、市民自治の担い手として、市政に関する情報を知る権利及び市政に参画する権利を有します。
- 2 市民は、市民自治の主体者であることを認識し、市政に参画するよう努めるものとします。
- 3 市民は、参画及び協働に当たっては、自らの発言及 び行動に責任を持たなければなりません。

### (事業者の役割)

第9条 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、及び地域社会との調和を図ることにより、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとします。

### 第5章 議会及び議員

(議会の役割及び責務)

- 第10条 議会は、本市の意思を決定する機関として、その責任を自覚するとともに、市長等を監視する機関としての役割を果たし、市勢の進展に努めるものとします。
- 2 議会は、市民の意思を的確に把握して政策の形成に 反映させなければなりません。
- 3 議会は、政策形成機能の充実を図るため、調査研究 を行うとともに、専門家等の知見をいかすよう努める ものとします。

# (開かれた議会)

- 第11条 議会は、原則として会議を公開します。また、 審議に関する情報を公開することなどにより、開かれ た議会運営に努めるものとします。
- 2 議会は、議会の活動内容に関する情報を市民に提供するとともに、広く市民の声を聴く機会を設けるよう努めるものとします。

### (議員の役割及び責務)

- **第12条** 議員は、政治倫理の確立に努めるとともに、総合的な視点に立ち、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。
- 2 議員は、市政に関する自らの考えを市民に明らかに するとともに、広く市民の声を聴き、これを政策形成 及び議会運営に反映させるよう努めるものとします。
- 3 議員は、調査研究活動等を通じ、議会における審議 及び政策立案活動の充実に努めるものとします。

# 第6章 市長等及び職員

### (市長等の役割及び責務)

- 第13条 市長は、市民の信託に応え、市民福祉の増進を 図るため、市民自治を推進するとともに、公正かつ誠 実に市政を運営しなければなりません。
  - 2 市長は、地域の資源を最大限に活用して、必要な財源の確保を図るとともに、最少の経費で最大の効果を 挙げる市政を運営しなければなりません。
  - 3 市長等は、その権限に属する事務を自らの判断及び 責任において公正かつ誠実に執行するとともに、相互 の連携を図ることにより一体として行政機能を発揮し なければなりません。
  - 4 市長等は、公平かつ効率的で質の高い行政サービス の提供を図ることにより、市民満足度の向上に努めな ければなりません。

### (職員の責務)

- 第14条 職員は、公正かつ誠実に職務を遂行するととも に、自らが市民の一員であることを認識し、市民自治 を推進しなければなりません。
- 2 職員は、法令及び条例等を遵守するとともに、違法 又は不当な事実がある場合は、これを放置し、又は隠 すことなく適正に対応しなければなりません。
- 3 職員は、職務の遂行に当たっては、最大の効果を挙 げることができるよう創意工夫するとともに、必要な 能力の向上及び自己研鑽に努めなければなりません。

### 第7章 市政運営

### (総合計画等)

- 第15条 市は、総合的かつ計画的な市政運営を図るため の基本構想及びこれを実現するための計画(以下「総 合計画」といいます。)を策定します。
- 2 前項に規定する基本構想の策定に当たっては、議会 の議決を経なければなりません。
- 3 市は、総合計画の策定に当たっては、市民の意見を 反映させるため、その計画に関する情報をあらかじめ 市民に提供し、広く市民の参画を得るものとします。
- 4 市長等は、総合計画について、指標を用いることな どにより、その内容及び進ちょく状況に関する情報を 市民にわかりやすく提供しなければなりません。
- 5 前2項の規定は、市政運営に関する他の重要な計画 について、準用しなければなりません。

### (行財政運営)

- 第16条 市長等は、効率的かつ効果的な市政運営を行う ため、行政改革に継続的に取り組むものとします。
- 2 市長等は、簡素で機能的かつ市民にわかりやすい組 織を編成し、常にその見直しを行うものとします。
- 3 市は、中長期的な財政見通しのもとに、計画的で健 全な財政運営を進めなければなりません。
- 4 市長は、予算、決算その他の財政に関する事項を公 表するとともに、市民にわかりやすく説明しなければ なりません。

### (行政評価)

- 第17条 市長等は、効率的かつ効果的な市政運営を進め るため、客観的な行政評価を行わなければなりません。
- 2 市長等は、行政評価の結果を施策等の改善及び見直 しに反映させるよう努めるとともに、市民にわかりや すく公表しなければなりません。
- 3 市長等は、行政評価について、第三者による評価を とり入れるよう努めなければなりません。

# (市民参画の推進)

- 第18条 市は、市政への市民参画の機会を保障するため、 制度の充実に努めなければなりません。
- 2 市長等は、附属機関その他これに類するものについ て、その設置の目的等に応じ、委員を公募することな どにより、幅広い市民の参画を図るものとします。
- 3 市は、重要な政策の意思決定過程における市民参画 の機会の拡大を図るため、広く市民の意見を聴くもの とします。

### (住民投票)

- 第19条 市は、市政に関する重要な事項について、住民 の意思を確認するため、別に条例で定めるところによ り、住民投票の制度を設けることができます。
- 2 市は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。 (協働の推進)
- 第20条 市は、協働を推進するための仕組みを整備しな ければなりません。
- 2 市は、協働を推進するため、必要な情報の収集及び 提供、交流の支援、相談及び研修を行う機会の確保等 の市民が自ら学び、考えることができる環境づくりに 努めなければなりません。
- 3 市は、協働の推進に当たっては、市民の自発的な活 動を支援するよう努めるものとします。この場合にお いて、市の支援は、市民の自主性及び自立性を損なう ものであってはなりません。

### (法令遵守及び公益通報)

第21条 市は、法令及び条例等の遵守並びに倫理の保持

- のための体制整備を図り、公正な職務の遂行を確保し、 常に適法かつ公正な市政運営に努めなければなりませ
- 2 市長等は、適法、透明かつ公正な市政運営を確保す るため、市政運営に係る違法な行為について、職員等 から行われる通報を受ける体制を整備するとともに、 通報者が当該通報を行うことにより不利益を受けない よう適切な措置を講じなければなりません。

### (行政手続)

- 第22条 市長等は、市政運営における公正性の確保と透 明性の向上を図り、もって市民の権利利益の保護に資 するため、処分、行政指導及び届出に関する手続を適 正に実施しなければなりません。
- 2 前項に規定する行政手続に関し必要な事項について は、別に条例で定めるものとします。

### (情報公開)

- 第23条 市は、市政に関する市民の知る権利を尊重し、 市の諸活動を市民に説明する責務を全うするため、市 の保有する情報を、市民の求めに応じて原則として公 開するとともに、市政運営に関する情報を積極的に提 供しなければなりません。
- 2 前項に規定する情報公開に関し必要な事項について は、別に条例で定めるものとします。

### (個人情報の保護)

- 第24条 市は、個人の権利利益の保護及び市政の適正な 運営に資するため、市が保有する個人情報を適正に取 り扱わなければなりません。
- 2 前項に規定する個人情報の保護に関し必要な事項に ついては、別に条例で定めるものとします。

### 第8章 地域コミュニティ等 (地域における市民自治の推進)

- 第25条 市民は、町内会、自治会、地域振興組織等の地 域における多様なつながりを基礎とした地域コミュニ ティ及び自主的に形成された市民団体(以下「地域コ ミュニティ等」といいます。)が、地域の課題解決及 び相互に連携して行う地域活動に参加し、又は協力す るよう努めるものとします。
- 2 地域コミュニティ等は、自らの行動に責任を持ち、 自主的かつ自立的な活動を通じて地域における市民自 治の推進に努めるものとします。

### (地域コミュニティ等の尊重)

第26条 市は、地域コミュニティ等の役割並びにその活 動の自主性及び自立性を尊重しながら、地域コミュニ ティ等にかかわる施策を推進します。

### 第9章 危機管理

- 第27条 市は、災害その他の不測の事態(以下「災害等」 といいます。)から、市民の生命、身体及び財産を保 護するよう努めなければなりません。
- 2 市長等は、災害等に備え、防災関係機関との緊密な 連携を図りつつ、災害予防、災害応急対策及び災害復 旧に関する計画を策定するとともに、これを担う体制 を整備しなければなりません。
- 3 市民は、自ら災害等に備えるよう努めるとともに、 災害等の発生時においては、自発的に防災活動へ参加 するなど、相互に協力して対応しなければなりません。

# 第10章 国、他の地方公共団体等との連携・協力 第28条 市は、国及び県と対等な立場で相互に協力して

- 市民自治の確立に努めなければなりません。 2 市は、他の地方公共団体と相互に共通する課題に対 しては、当該地方公共団体と積極的に連携し、及び協 力してその解決に努めなければなりません。
- 3 市は、国際社会に果たすべき役割を認識して広く国 際社会との交流及び連携に努めなければなりません。

### 第11章 条例の見直し

第29条 市は、この条例の施行の日から5年を超えない 期間ごとに、市民の意見を聴いたうえで、この条例の 規定について見直しを行い、その結果に基づいて改正 等必要な措置を講ずるものとします。

この条例は、公布の日から施行します。